

○財務省告示第三百二十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年十月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

五

募方

入決定の

別参加者・第Ⅱ非価格競争入札
発行」という。)

イ

入札競争

各申込みのうち応募価格の高い

ロ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ハ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

イ

国債市場

各限額範囲内において各申

ロ

国債市場

各限額範囲内において各申

額面金額で千百八十九億円

額面金額で七百六十三億円

額面金額で七千二百二十九億円

申込みの応募額を割り当てる。

各限額範囲内において各申

各限額範囲内において各申

各限額範囲内において各申

各限額範囲内において各申

各限額範囲内において各申

十三

の経利入価・
払過札格第
込利率行争非

年〇・五パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{24}{365}$$

十四

初期
利率

平成二十九年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二
期の
利息

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利息を支払う。

平成五十八年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込
期日

平成二十八年十月十四日

十六

償還
金額

償還金額

十七

元利
支

払場所

十八

入札
参加

財務大臣から通知を受けた者